平成２２年（フ）第１号
熊本県天草市五和町城河原１丁目3035番地１
債務者　山川　由美
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第６６４号
静岡県浜松市南区瓜内町578番地　パールハイツＡ101
債務者　千田　忠美
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７０１号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目12番４号　ニューマリッチスカイ201号、前住所愛知県名古屋市中川区助光２丁目701番地　県営助光住宅２棟616号
債務者　平野　義典
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
静岡県浜松市中区泉３丁目１番54号　ローレルハイツ303
債務者　古橋　久美
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０３２４号
大阪市東成区大今里南４－９－６－212、住民票上の住所大阪市城東区諏訪２丁目12番17号
債務者　武市　有紀
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９３２号
岡山県倉敷市石見町１番37―707号　倉敷サンコーポ、申立時の住所岡山市北区一宮19番地５
債務者　原　　次郎
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９３３号
岡山県倉敷市石見町１番37―707号　倉敷サンコーポ、申立時の住所岡山市北区一宮19番地５
債務者　原　　妙
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１号
川崎市宮前区野川2630番地１　エステート・ピア・ジュネスＩ―102
債務者　水上　愉理
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
茨城県古河市東１丁目４―13―202
債務者　松本八重子
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１３号
東京都墨田区墨田４丁目27―３―201
債務者　辰巳　翔一
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２８号
千葉県市川市東菅野３丁目32―４―201
債務者　大御堂一三
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２９号
千葉県市川市東菅野３丁目32―４―201
債務者　大御堂静江
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３５号
埼玉県朝霞市浜崎３丁目15―18―102
債務者　高井　浩之
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２８６８号
神奈川県茅ヶ崎市中島1379番地２－Ｅ―807号　ベルパーク湘南茅ヶ崎
債務者　吉野　敏子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８６９号
神奈川県茅ヶ崎市中島1379番地２－Ｅ―807号　ベルパーク湘南茅ヶ崎
債務者　吉野　　良
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部